

法人口座開設 Web からの口座開設に関する特約事項

十八親和銀行

第1条（特約の適用範囲等）

1. この特約は、「法人口座開設 Web」（以下「本サービス」といいます。）から開設する株式会社十八親和銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「普通預金規定」「普通預金規定（通帳によるふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行 ATM・振込機の利用にかかる特約）」「個人預金に関する特約」「暗証番号照合による預金払戻し等に関する窓口取引特約」（以下「普通預金規定等」といいます。）の一部を構成するとともに普通預金規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定等が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定等に従います。

第2条（利用環境）

1. 本サービスは、お客さまがスマートフォン及びマイナンバーカードを利用した本人確認により、Web 上で当行所定の法人情報やお客さまのご本人さま情報などの入力、当行所定の本人確認書類および事業内容のわかる資料を当行に送信、Web 上でビデオ通話をする方法により、普通預金口座の申込み（以下「本申込み」といいます。）がおこなえるサービスです。
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた日本法人、または日本国内居住の個人の事業用口座を開設希望のお客さまに限りします。
3. 本サービスを利用できる通信機器（スマートフォンやパソコン）は、当行所定の利用環境に限りします。詳細については当行ホームページ等でご確認ください。
4. 本サービスは無料でご利用いただけますが、本サービス利用時に発生する通信料はお客さまのご負担となります。

第3条（本申込みにかかる手続き等）

1. 前記第2条2に定める利用対象者（前記の第2条2の手続により当行が本申込みを受け付けることができると認めたものに限りします。）がオンラインで本預金口座を開設を希望する場合には、この特約の各条項を認識し了承の上、本サイトにアクセスした後、当行所定の方法により当行所定の手続を行うことにより本申込みを行うことができます。
2. 当行は、当行の基準に従って、第1項に基づく本申込みの可否を判断します。本預金口座の利用を可能とするための当行所定の手続を完了したことをもって当行が本申込みを承諾したものとし、当該時点において前記第3条1の申し込み手続きを行った者（以下「預金者」といいます。）と当行との間において本預金口座にかかる預金契約が成立するものとします。

第4条（本申込みの失効等）

1. 申込みの途中で当行既定の期限を超えてしまった場合、本申込みを取り下げさせていただきます。
2. 当行からの預金者への当行発行の通知書、通帳およびキャッシュカード（キャッシュカードは発行希望された申込みのみ該当）などの簡易書留郵便物が本サービス利用者の申込みした届出住所に対して宛所不明で返送されてしまった場合は、本申込みを失効させていただきます。
3. 預金者がこの特約に違反した場合には、普通預金規定等の規定に関わらず、当行は預金者へ普通預金規定第 14 条に定める方法または本サービスの申し込み時にご登録いただいたメールアドレスへのメール等により本申し込みを解除できるものとします。

第5条（禁止事項）

預金者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- ① 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
 - ② 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - ③ 第三者若しくは当行の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - ④ 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
 - ⑤ 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
 - ⑥ 第三者に本サービスを利用させる行為
 - ⑦ 第三者若しくは当社の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
 - ⑧ 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
 - ⑨ 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
 - ⑩ 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
 - ⑪ その他当行が不適切と判断した行為
1. 当行は、本サービスの利用に関して、預金者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれのあるものであることを知った場合、前条第 3 項の規定にかかわらず、事前に預金者に通知することなく、本申込みを解除できるものとします。

第6条（免責事項）

1. 本サービスのご利用に関して、作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、使用端末に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
2. 前 1 項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損

害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合

第 7 条（本サービス等の内容変更等）

当行は、本サービスおよび本特約の内容を変更、中止または廃止することができるものとします。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第 8 条（準拠法と管轄）

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに起因し、または関連する一切の紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

（2024 年 10 月 28 日制定）

（法人口座開設 Web について）

<https://www.18shinwabank.co.jp/corporate/account/open/>